



CONTENTS

I New Dean

法学研究科の魅力と使命——就任のご挨拶	山田 希	2
新法務研究科長就任のご挨拶	北村 和生	4

II Sabbatical

「巣ごもり型」在外研究の試み	石橋 秀起	6
----------------	-------	---

III Study Group

研究会		9
-----	--	---

IV Research Grant

科研費		9
-----	--	---

新法学研究科長挨拶

New Dean

法学研究科の魅力と使命——就任のご挨拶

山田 希 YAMADA Nozomi

このたび、4月1日付けで、法学研究科長を拝命いたしました。専門は民法ですが、今世紀に入ってからからの社会の急激な変化、たとえば、少子高齢化や科学技術の進展、市民の権利意識の高まりや価値観の多様化などに法や法学がどのように対応すべきかという問題にも関心をもっております。甚だ微力ではございますが、前研究科長の品谷篤哉先生はじめ諸先輩方のご功績を受け継ぎ、新たに大学院担当副学部長に就任された正木宏長先生とともに、研究科の教育・研究の充実に専心努力してまいり所存です。今後とも、なお一層のご指導ご鞭撻を賜りたく衷心よりお願い申し上げます。

思い起こせば、2004年に立命館大学に赴任して以来、所属する法学部では、学生生活にかかわる仕事（学生委員）に従事したことは何度かあり、2016年度には、その責任者（学生主事）も務めました。研究科とはなぜかご縁がありませんでした。もちろん、大学院の授業を受け持つことはありますし、院生の担当教員として修士論文の執筆指導に当たることもあります。いわゆる学内行政の仕事として研究科教学に携わったのは、昨年度に大学院担当副学部長に就任した時がはじめてでした。そのようなわけで、副学部長に就任した当初は、研究科教学の「いろは」もわからず、事あるごとに前任者の助言を仰ぎながら何とか定例の業務をこなすのがやっとといった状態でした。出席しなければならぬ会議や打合せも多く、過密なスケジュールに



戸惑う毎日でもありました。それでも、当時の研究科長に多方面で助けていただき、徐々にではありましたが、職務にも慣れて、法学研究科の置かれている状況が、おぼろげながら見えてきたように思います。

本研究科の魅力は、何と言っても、少人数教育による丁寧な指導を受けられる点にあると思っています。自分の院生時代と比べても、各教員が院生一人の論文指導にかける時間は格段に長く、この点だけをとりまいても、かなり恵まれた研究環境であると感じられます。また、第一線で活躍する実務家教員による授業が展開されていることも、本研究科の特色の一つです。「企業会計法」、「工業所有権法Ⅰ」、「租税手続・争訟法」、「不動産登記法」、「商業登記法・供託法」といった科目がラインナップされています。昨年度まで

はここに「法政特殊講義（信託法）」も並んでいたのですが、この科目をご担当いただいた岸本雄次郎先生のご退職により閉講となってしまったことは、誠に残念でした。ほかにも、国際化に対応した「法政専修外国語（英・独・仏・中）」やキャリア形成科目の「法務実習」（税理士事務所や民間企業における法律関係業務の実習）が提供されており、院生の多様なニーズに応え得るカリキュラムとなっています。

ところで、法学研究科は、東アジアの5大学（中国人民大学、上海交通大学、清華大学、南京大学、国立台湾大学）との間で留学協定を結んでおり、その協定に基づいて継続的に留学生を受け入れています。彼らの中には、本学で学位を取得した後、母国に戻り、研究者として活躍しておられる方も少なくありません。過去10年間だけでも、広東技術師範大学、華東政法大学、中国社会科学院、上海同济大学、杭州師範大学、山東大学といった大学に教員として採用され、学究生活を送っておられます。東アジアの大学で活躍するこれらの方々は、法学研究科の極めて貴重な財産です。ロシアによるウクライナ侵攻や米中対立の激化により国際情勢が急激に不安定さの度合いを増しているだけに、そのことがよりいっそう強く感じられます。彼らとのネットワークを通じて草の根の研究交流を続けていくことは、小さいけれども確実な平和の構築へとつながります。短い在任期間中にどこまでのことができるかはわかりませんが、研究交流のためのネットワークづくりに尽力したいと考えています。

法学をはじめとする、いわゆる「文系」の大学院を修了することが、学生にとってどの

ようなアドバンテージになるかという点も悩ましい問題です。海外調査に行きますと、Ph.D を取得している人たちに出会うことがよくあります。自治体でも民間企業でも、そうです。ところが、日本の場合には、残念ながら、官庁や民間企業が文系の院卒者を積極的に採用するという状況にまでは至っておりません。ある学会で経済学者の先生が仰っておられたことに私も賛成するのですが、大学院では「抽象思考」の部分がより鍛えられ、そのような思考力が、新しい政策やアイデアを生み出したり、社会や環境の変化に的確に対応したりすることに繋がっていくのではないのでしょうか。抽象的な議論を重ねて本質を見極めるというプロセスは、変化の激しい現代社会だからこそ必要な作業です。日本の官庁や企業が院卒者を積極的に活用する方向に動いていくことを期待するとともに、そのような人材を育てるために法学研究科も努力を続けていかなければならないと思っております。

（やまだ のぞみ・民法）

新法務研究科長挨拶

New Dean

新法務研究科長就任のご挨拶

北村 和生 KITAMURA Kazuo

2022年度から、法務研究科の研究科長に就任いたしました。就任にあたって、ご挨拶を申し上げます。

ご存じのように、司法改革の一環として、法科大学院制度が発足したのは、今を去ること18年前の2004年です。立命館大学においても、同年に、法務研究科すなわち立命館大学法科大学院が設置されました。当時、私は、法学部で教員をしておりましたが、法科大学院の発足直前の時期になってから、法科大学院に移籍することになりました。私の専門分野は行政法なのですが、司法試験の必修科目に行政法が含まれることが決まったのが、すこし遅い時期だったためかもしれません。また、旧司法試験には、行政法は選択科目にさえ含まれていなかったこともあり、正直に申し上げて、法曹養成や司法試験制度に私が取り立てて深い関心を持っていたというわけではありませんでした。したがって、法科大学院への移籍は、当時の私にとっては、まさに寝耳に水のようなものでした。とはいえ、それ以降20年近く、継続して法科大学院での教育に携わることとなり、今年度からは法務研究科長に就任することになったわけですから、世の中何が起こるのかはわからないものです。ちなみに、立命館大学法科大学院の発足当時、私は、専任教員としては最年少のグループに属しており、同僚の殆どの先生方は私よりもかなり年配の方でした。司法試験や法曹養成についての知識があまりなかった若輩者としては、ずいぶんと同僚の先生方には助けられてきたと思います。



このようにして、2004年から法科大学院制度は開始され、新司法試験（制度改革当時は従来の司法試験と区別するためにこのように呼ばれていました。現在は単に「司法試験」と呼ばれています）も2006年から開始されました。しかし、2004年以降も、法科大学院や司法試験には絶えず改革が行われ、まず、司法試験については、短答試験の科目削減、旧司法試験の終了、予備試験の開始等がありました。法科大学院制度そのものについては、それほど大きな変更はありませんでしたが、適性試験の廃止がありました。また、入学者の減少が続き、各法科大学院の定員が削減され、さらには、発足当時と比べて法科大学院の数が半減したのは、よく知られているとおりです。2004年以降の司法試験と法

科大学院制度の歴史は、やや大げさかもしれませんが、変化の歴史と言えるのかもしれませんが。もちろん、当事者としてはこれらの変化をフォローすることが大変だったことは言うまでもないことです。

そして、最近になって司法試験と法科大学院制度は二つの大きな変化を経験することとなりました。

第1に、司法試験の変化ですが、次年度から、司法試験の法科大学院在学中の受験が認められるようになりました。もちろん、すべての学生が自動的に司法試験を受験することができるようになるわけではありませんが、法科大学院としては、在学中の受験を希望する学生が上記の条件を充足するよう履修できるよう、カリキュラム等を整備する必要があります。また、これに伴い、2023年からは司法試験の実施時期は現在の5月から7月に変更されます（法務省によりますと、2023年は7月12日から司法試験が実施されます）。7月半ばは大学によっては授業期間であったりあるいは試験期間であったりするため、受験する学生について配慮する必要があり、細部を実務的に詰めていくこととなります。今年、制度の転換期であり、在学中に司法試験を受験する学生がどのくらいの数になるかも明らかではなく、そのインパクトを測りかねるところがありますが、これまで継続して行われてきた司法試験制度の変化としては最も大きなもののひとつであると理解することができるでしょう。

第2に、法曹コースからの学生の受け入れが本格的に開始されました。法学部と法科大学院の連携による、学生の受け入れについては、数年前から議論が行われてきました

が、2019年に現在のようなかたちで整備され、今年から、同制度に基づいて、法学部3回生から法科大学院へ進学が行われるようになりました。法科大学院ではカリキュラムの整備等が必要になりましたが、このような変化は、法科大学院だけではなく法学部の教育にも影響を及ぼしうるものであり、わが国の法学教育全体に対して一定のインパクトを与えるものとなると考えられます。

これらの変化が今後の司法試験や法科大学院制度にどのような影響を与えることになるのか、法科大学院の教育がどのような変容を受けることになるのかは今後の課題であろうと思います。場合によっては、予期せぬハレーションを引き起こすこともあるのかもしれませんが、しかし、制度がいかにも変わろうとも、意欲のある法曹を増やしていくという法科大学院の目的は変わりません。制度変革期に研究科長に就任した者としてはこの点を肝に銘じておきたいと思います。

（きたむら かずお・行政法）

外留報告

Sabbatical

「巣ごもり型」在外研究の試み

石橋 秀起 ISHIBASHI Hideki

在外研究のためドイツに出発する日の9日前に、受入先研究機関のヨッヘン・タウピッツ先生 (Professor Dr. Jochen Taupitz) から次のようなメールが届いた。

「あなたと奥さんが10日間の隔離措置を受けることを知りました。ですから、私と妻は必要な食料品をあなた方に届けます。私はあなた方の食習慣をよく知りませんので(しかし、あなた方はドイツの食料品をよく知っているはずです)、必要な食料品のリストを私に送って下さい。……リストには10日分すべてを記載する必要はありません。数日後に改めて伺います。欲しい物は気にせず何でも書き込んで下さい。カルテスエッセン (kaltes Essen)、調理のための食材、コーヒー、紅茶、ワイン、ビールなど、何でも結構です」。

タウピッツ先生と奥様は、私と配偶者が入居するアパートから約20キロ離れたラインラント・プファルツ州の小さな町に住んでおられるが、そこからわざわざ車で食料品を届けてくださるというのである。実のところ、出発した当時、日本は「リスク地域 (Risikogebiet)」に指定されていなかったため、私たちが隔離措置を受けることはなかったのであるが、先生と奥様らしい優しいお心遣いであった。

* * *

私は、2021年4月からの1年間、ドイツのマンハイムにある「ドイツ・ヨーロッパ・国際医事法・保健法・生命倫理研究所 (Institut für Deutsches, Europäisches und Internationales Medizinrecht, Gesundheitsrecht und Bioethik der Universitäten Heidelberg und Mannheim)」(以下「IMGB」とする)で

在外研究を行った。IMGBでの在外研究は2012年度に続いて2回目となるが、今回は、新型コロナウイルス感染症の世界的な流行のため、前回とはかなり趣の異なった研究生活を送ることとなった。しかし、その話に入る前に、まずは、冒頭に引き続き、ドイツに到着するまでのこととお話しておこう。

一番の難所 私がドイツに向けて出発した2021年3月22日の時点で、ドイツは日本に対し入国制限の措置をとっていたため、短期滞在のための入国は、ごく一部の例外的な場合を除き、認められていなかった。こうした中での渡航であったことから、内心では入国がうまくいくかどうか、不安であった。私は、ドイツ連邦警察 (Bundespolizei) のR氏による「あなたとご家族は入国できます。隔離の必要もありません」と書かれたメールを、何かの役に立つだろうと思い、プリントアウトして所持しておくことにした。

しかし、このR氏からのメールは、伊丹空港ではほとんど役に立たなかった。航空会社の担当者は、私が上述の「例外的な場合」に該当するかどうかを問題にしており、それを確認するため私を別室に案内した(ちなみに、私は長期滞在のためドイツに入国するのである)。もうすでに羽田行きの便は搭乗を開始しており、私もゲートに向かいたかったが、予期せぬ足止めを食らってしまった。結局、様々な誤解が解け、何とか離陸直前に飛行機に乗ることができたが、先が思いやられた。入国制限下のため、羽田発フランクフルト行きの便は乗客がまばらであり、フランクフルト空港も、ほとんど人がいなかった。R氏からのメールは、フランクフルト

では見事に威力を発揮し、入国はスムーズに行われた。京都の自宅からマンハイムのアパートまでの長い道のりの中で、一番の難所は意外にも伊丹空港であったという笑い話である。

IMGBでの研究環境 さて、マンハイムに到着した私は、市役所で転入の手続をとった後、早速 IMGB に向かった。IMGB のあるマンハイム宮殿(Schloss Mannheim。本ニューズレター 73 号 11 頁の写真)は、そのほとんどがマンハイム大学(Universität Mannheim)の施設として使用されているが、当時は同大学が完全オンライン授業の体制をとっていたため、ほとんど人がいなかった。また、IMGB も当時は在宅勤務を基本としていたため、出勤日である火曜日以外はほとんど人が訪れることはなかった。前回の滞在時は、多くの研究員(Mitarbeiter)が施設内で仕事をし、午後には客員研究員の私も含め、共用スペースの丸テーブルでコーヒーを飲み、ケーキを食べながら談笑したものであるが、そういった光景はそこにはなかった。

しかし、そうした状況の下でも、研究活動に支障が生じることはなかった。IMGB にはドイツ国内外の医事法関連の文献が豊富にそろっており、最新の研究書を手にとって閲覧することができた。また、マンハイム大学の図書館のサイトでは各種のデータベースが利用可能であったため、主要な法学雑誌に掲載されている学術論文は、オンラインで入手することができた。文献の入手に関しては、助手(Hilfskraft)の皆さんにお世話になった。ここに記してお礼を申し上げたい。

このように、IMGB の人的・物的資源をフル活用していた私であるが、主要な研究の場は、IMGB から徒歩 10 分以内のところにある自宅アパートであった。このアパートは、マンハイムの中心部にありながら、通りとは反対側にベランダが設置されていたため、自動車の騒音はほとんど気にならず、快適な環境を享受すること

ができた。このアパートで朝から医事法の論文を読み、新たな文献に出会ったときには、メールで助手の方に複写を依頼したり、自ら宮殿に赴いたりした。これほど恵まれた研究環境はないと今でも思っている。

また、このアパートから、Zoom を通じて日本の様々な研究会に参加し、うち何回かは報告も行った。他の参加者の中には、校務等を理由に欠席される方もおられたが、私の出席率はかなり高かったように思う。例えば、日本時間で 13 時から始まる研究会は、ドイツにいる私にとって 5 時(冬期)ないし 6 時(夏期)からの開催となるが、一般的に、朝の 5 時や 6 時に「用事がある」ということはないのである(「早起きしたくないから」は、どうこじつけても「用事があるから」にはならない)。ともあれ、ドイツにしながら日本の法状況に触れることができたのは幸いであった。特に、年来の関心事である建設アスベストの問題に関しては、2021 年 5 月 17 日に最高裁で重要な判決が言い渡されたが、その直後から、原告弁護団の先生方と研究会で議論することができた。ひと昔前であればこういったことも不可能であったことを思うと、技術の進歩に感謝するほかない。

生活のこと、コロナのこと 次に、マンハイムでの生活についてお話ししよう。私がドイツに到着した 2021 年 3 月 23 日の時点で、ドイツではロックダウンが実施されていた。街ゆく人々は医療用マスク(FFP2 マスクなど)を着用し、歩道で歩行者がすれ違うときには一方が立ち止まり他方に道を譲るという光景が見られた。私も、「これがここでのマナーなのか」と思い、その真似をしたものである。また、お店に関しては、食料品店、薬局(Apotheke)、ドラッグストア(Drogerie)などは開いていたが、飲食店での店内飲食はできなかった。日本にいる時から楽しみにしていたお気に入りのタイ料理店の炒飯は、しばらくお預けとなった。しかし、ワクチン接種の高齢者優先枠が撤廃された6月上

旬あたりから、徐々に行動の自由が広がっていったように思う。特に、私も含め多くの人々が2回目のワクチン接種を終えた8月中旬の時点では、上記食料品店等以外の店も営業を再開しており、レストランやカフェで飲食することもできるようになっていた。また、大学も、秋学期からは対面授業が部分的に再開され、学生たちはワクチン接種証明のアプリを提示して講義室に入ることとなった。

ドイツと日本のコロナ対策を比較し、その優劣を論じるだけの知識と能力を私は持っていないが、ドイツはドイツなりの方法でうまくやっていたと思う。特に、街中に検査ステーションがあり、いつでも無料で抗原検査が受けられたのは有り難かった。1月中旬に3回目のワクチン接種を終えた私であるが、2ヶ月半後に控えた帰国を考えると、感染だけは何としても避けたかった。しかし、大きなショッピングセンターなどに長時間いると、スマホにインストールされたドイツ政府の警告アプリ「Corona-Warn-App」が反応し、「高リスク (erhöhtes Risiko)」の表示が出てしまう。そのような場合、すぐに近くの検査ステーションに行き、「陰性」の結果をもらって一定の安心を得たものである。また、コロナ対策に関するルールの段階的な厳格化や緩和は、州令 (Verordnung) を通じて行われた。これをいちいちフォローするのは大変であったが、外国人である私にとっては、人々のモラルに依存する手法よりも明確でよかったと思っている。

有言実行 8月中旬のある日、私と配偶者は、タウピッツ先生と奥様から食事のお誘いを受けた。場所は、マンハイム市内のホテルの1階にあるイタリアン・レストランのテラス席であった。また、当日は、短期でIMGBに滞在されていた米村滋人教授 (東京大学) も同席された。私たちの話題の中心は、何と言ってもコロナであったが、ほかにも、先生ご夫妻が料理をするのが好きであること、ドイツ北部の音楽イベントがとてもユニークであったこと、先生の

お母様が100歳でお元気であることなど、当日は楽しい話題で盛り上がった。

タウピッツ先生は、すでに定年を迎えられ、現在は「Seniorprofessor」となられている。担当される授業は以前と比べて格段に少なくなったとおっしゃっていたが、毎週土曜日にはIMGBのお部屋からZoomでマインツ大学の医事法の講義を担当されていた。また、研究に関しても、2022年3月にはスペインで複数の講演をこなされるなど、民法・医事法学者として、今なお第一線で活躍されている。一方、奥様は、長年ラインラント・プファルツ州で検察官をされ、前回の滞在時には大手化学メーカーによる環境汚染に関する事件を担当されていたが、現在は第一線を退かれ、ご自宅で自由な時間を過ごされている。

そういえば、前回の滞在の最後 (2013年3月) に、タウピッツ先生が、大学の近くにあるお気に入りのレストランで「次は、夏にこの庭で食事をしましょう」とおっしゃっていたのを思い出した (本ニューズレター 73号 11頁)。そのレストランは、コロナのため臨時休業となっていたが、「夏に庭で食事をする」という約束は見事に果たされたことになる。その次もきっとあると思っている。

(いしばし ひでき・民法)



マンハイム大学「Hörsaalpass-Zentrum」の案内表示。学生たちはここでワクチン接種証明のアプリを提示してから講義室に入る。

Study Group	研究会
	2022年2月～4月

■法学部定例研究会：

- 22年 2月 5日 商法研究会：村上康司氏「関西スーパーマーケット株式交換差止等仮処分命令申立事件：最決令和3年12月14日資料版商事法務454号101頁」、中村康江氏「会社法908条1項前文における『第三者』と株主：東京地判平成30年12月20日金融・商事判例1560号50頁」
- 22年 3月 5日 商法研究会：原弘明氏「令和3年1月26日民集75巻1号1頁（社債に対する利息制限法1条の適用の可否）」、木原彩夏氏「関西スーパーマーケット株式交換差止等仮処分命令申立事件（最決令和3年12月14日資料版商事法務454号101頁）」
- 22年 3月 9日 第2回政治学研究会：徳久恭子氏「ケア空間の再編ー地域社会と女性」
- 22年 3月 10日 第3回民事法研究会：中山布紗氏「同一貸主に対して有する複数の貸金債務を充当の指定なく一部弁済した場合に債務の承認が及ぶ範囲ー最三判令和2年12月15日民集74巻9号2259頁ー」
- 22年 3月 12日 オンラインセミナー：Michael Reiterer氏「Immigration Policy in Europe – Torn Between Demography, Values and War」
- 22年 3月 16日 比較司法制度研究会：本間学氏「デジタル化時代における民事訴訟の公開とその課題」
- 22年 3月 25日 オンラインワークショップ：Michael Reiterer氏「Electronic evidence – technology in the court room」、Meinhard Schröder氏「E-Identity」
- 22年 4月 22日 ウェブセミナー：The adaptation of Scottish Courts to the pandemic: an innovative new chapter for the Justice system
- 22年 4月 23日 商法研究会：品谷篤哉氏「会計限定監査役の任務懈怠（最（二）判令和3年7月19日金融・商事判例1629号8頁）」、伊藤吉洋氏「敵対的買収防衛策発動に係るMoM要件による株主意思確認総会についての検討（東京機械製作所高裁決定〔東京高決令和3年11月9日資料版商事法務453号93頁〕を契機として）」

Research Grant	科研費
	2022年度

- 基盤研究 (B) 公共政策におけるリスクレーシング(政府間関係・行政単位の再編)に関する研究
研究代表 徳久 恭子
- 基盤研究 (B) 「日本型統治システム」の再検討ー比較、聞き取り、アンケート調査に基づく学際的接近
研究代表 大西 祥世

- 基盤研究 (B) 親の別居・離婚における子の権利保障システムの構築
研究代表 二宮 周平
- 基盤研究 (B) わが国における神経法学の基盤的研究—法学・医学・心理学の協働—
研究代表 山口 直也
- 基盤研究 (B) 医療安全と紛争解決の有機的連携の促進のための複数領域による国際比較研究
研究代表 平野 哲郎
- 基盤研究 (C) 明治期の日本人留学生のドイツにおける法学博士学位の取得とその法史上の意義
研究代表 高橋 直人
- 基盤研究 (C) 会社訴訟のコーポレートガバナンスにおける役割の変容
研究代表 山田 泰弘
- 基盤研究 (C) アフロキューバ主義における混血アイデンティティの言説形成プロセスの解明
研究代表 安保 寛尚
- 基盤研究 (C) 日本中世における法・裁判・紛争処理に関する再定位：中世法制史研究の基盤形成へ
研究代表 河野 恵一
- 基盤研究 (C) ドイツにおける重罪合意罪（謀議罪）及び犯罪結社罪・テロ結社罪の歴史的展開と現状
研究代表 安達 光治
- 基盤研究 (C) 算定コストを考慮した、知的財産権侵害に対する損害賠償の具体的な算定枠組みの研究
研究代表 宮脇 正晴
- 基盤研究 (C) 専門訴訟での規範形成過程とその制度的・人的体制の実証的・比較法的研究
研究代表 渡辺 千原
- 基盤研究 (C) 労働法における憲法価値の実現に関する日独比較研究
研究代表 倉田 原志
- 基盤研究 (C) 税務行政の国際化と情報通信技術の利用と納税者権利保護の新たな展開
研究代表 望月 爾
- 基盤研究 (C) 日本本土における米軍基地問題の史的展開—「危険性」の変容と「同盟」強化
研究代表 吉次 公介
- 基盤研究 (C) 中国語教育のためのレアリア・文化語彙理解の基礎的研究
研究代表 中西 千香
- 基盤研究 (C) 政党多極化時代における憲法規範論としての「実効的な議会内野党」
研究代表 植松 健一
- 基盤研究 (C) 法人税法上の繰越欠損金の研究
研究代表 安井 栄二
- 基盤研究 (C) 締約強制論の射程とその限界
研究代表 谷江 陽介
- 基盤研究 (C) 効果的な権利保護と事案解明
研究代表 出口 雅久
- 基盤研究 (C) ハーバード初の小児科正教授を取り巻く文脈—米国小児科学の〈母〉に着目して
研究代表 吉岡 公美子

- 基盤研究 (C) 総記化の理論と応用
研究代表 藏藤 健雄
- 基盤研究 (C) 第二言語話者の「談話構築能力」の発達過程－談話機能主義の観点から－
研究代表 遠山 千佳
- 基盤研究 (C) 性犯罪規定改正後に想定される実務上の諸問題に関する理論的研究
研究代表 嘉門 優
- 基盤研究 (C) グループ利益の追求と子会社利害関係者保護
研究代表 清水 円香
- 基盤研究 (C) F. R. リーヴィスの文芸批評の歴史文脈化に関する研究
研究代表 石原 浩澄
- 基盤研究 (C) シティズンシップと自己決定権概念の関係性からみる新たな民主主義の模索
研究代表 多田 一路
- 基盤研究 (C) 現代イギリスにおけるレファレンダムの動向
研究代表 小松 浩
- 基盤研究 (C) 法人・役員の主観的リスクとその保険・補償
研究代表 竹瀨 修
- 基盤研究 (C) 憲法習律としての議院内閣制再検討：日英仏における Singularity の研究
研究代表 小堀 眞裕
- 基盤研究 (C) 犯罪やテロ防止権限の不作为に関する国家賠償責任の日仏比較研究
研究代表 北村 和生
- 基盤研究 (C) 自由選挙の原則を理論的に再構成するための棄権の自由の再定義
研究代表 倉田 玲
- 基盤研究 (C) 性的被害に対する損害賠償請求権の消滅時効論－解釈論・立法論の現代化
研究代表 松本 克美
- 基盤研究 (C) SNS による刑事事件情報拡散時代における適正な刑事司法の実現についての研究
研究代表 瀧野 貴生
- 基盤研究 (C) 薬物事犯および財産犯における刑罰と処分および治療の兼ね合い
研究代表 松宮 孝明
- 挑戦的研究 (萌芽) 教員のインフォーマル・ネットワークの機能に関する研究
研究代表 徳久 恭子
- 若手研究 (B) ポスト基礎付け主義時代におけるデモクラシーの行方：アゴニズムの民主主義論を中心に
研究代表 山本 圭
- 若手研究 行政罰に関する統一的法理論の確立に向けた行政罰各論の日独比較法研究
研究代表 田中 良弘
- 若手研究 機能不全の解消に向けた行政罰各論の領域横断的研究－主要 6 分野の比較分析－
研究代表 田中 良弘
- 若手研究 知的財産紛争解決の総合的研究
研究代表 畑中 麻子



立命館ロース・ニュースレター
第93号(2022年6月)
編集:立命館大学法学会
ニュースレター編集委員会(法学部研究委員会)
発行:立命館大学法学会
〒603-8577 京都市北区等持院北町56-1
TEL:075-465-8177
FAX:075-465-8294
URL:[http://www.ritsumei.ac.jp/acd/cg/
law/lex/newsletterindex.htm](http://www.ritsumei.ac.jp/acd/cg/law/lex/newsletterindex.htm)